

## 「臨時休業を実施する場合の考え方」の改訂について

### 1 概要

令和2年5月21日に発表しました「市立学校の再開に向けた基本的な考え方」のうち「臨時休業を実施する場合の考え方」について、令和2年6月5日付け文部科学省発出「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」に基づき、改訂を行います。

### 2 改訂内容

#### 【現行：令和2年5月21日 市立学校の再開に向けた基本的な考え方（川崎市）】

##### ＜感染拡大防止に向けた主な取組について＞

- ・学校の臨時休業ルールの策定・運用

⇒児童生徒又は教職員の感染…原則当該校を2週間の臨時休業

⇒児童生徒又は教職員が濃厚接触者…原則当該児童生徒又は教職員を2週間自宅待機



文部科学省 令和2年6月5日「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（下記参照）に基づき改訂

#### 【改訂：令和2年6月12日 市立学校の再開に向けた基本的な考え方（川崎市）】

##### ＜感染拡大防止に向けた主な取組について＞

- ・学校の臨時休業ルールの策定・運用

⇒児童生徒又は教職員の感染…原則当該校を「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間」、臨時休業

⇒児童生徒又は教職員が濃厚接触者…原則当該児童生徒又は教職員を2週間自宅待機

（新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しており、今後の感染拡大の状況や、国、県、市の方針を踏まえ、必要に応じ、変更し、又は追加的な留意事項を示していく場合があります。）

#### 【参考：文部科学省 令和2年6月5日「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（抜粋）】

##### （1）臨時休業を実施する場合の考え方

###### ①学校で感染者が発生した場合

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校の設置者は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の休業を実施する。また、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合にも、学校の全部または一部の臨時休業を行う。これらについては、感染した児童生徒等や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえて判断する。